

介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書

令和 年（西暦 年） 月 日

北海道知事 様

介護保険法第69条の2第1項、介護保険法施行規則第113条の7第1項、介護保険法第69条の7第1項及び介護保険法施行規則第113条の20の規定により、以下のとおり申請します。

フリガナ			西暦
申請者氏名	(姓)	(名)	生年月日 年 月 日生
フリガナ			
現住所	郵便番号 干 ー		
	都道府県 市・郡 (区) 町・村		
勤務先名称			
連絡先	自宅又は携帯電話番号 ー ー		
	勤務先の電話番号 ー ー ※日中連絡が可能な電話番号を記載してください。		
今回申請する内容 (いずれかに○)	ア 登録のみ → 手数料は <u>不要</u> です。 イ 登録と証の交付 } 手数料が <u>必要</u> です。 ウ 証の交付（登録済みの方のみ）		

私は、次の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規程により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

添付書類は、裏面を確認すること。

《注意：下欄はイ・ウの申請の場合のみ使用します。》

北海道収入証紙貼付欄	
イ・ウの場合のみ	4,050円
※申請者の消印は必要ありません※	

※QRコード決済(PayPay)による手数料納付も可能です。

コード決済の場合、受付窓口(総合振興局(振興局))で手続きしてください。

(裏面へ)

添付書類	<p><b>ア 登録のみを申請する場合</b></p> <p><input type="checkbox"/> 実務研修修了証明書の写し（修了日から3ヶ月を経過していないこと）</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（6ヶ月以内に交付されたもの・抄本で可）</p> <p><b>イ 登録と同時に証の交付を申請する場合</b></p> <p><input type="checkbox"/> 実務研修修了証明書の写し（修了日から3ヶ月を経過していないこと）</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票（6ヶ月以内に交付されたもの・抄本で可）</p> <p><input type="checkbox"/> 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚 ※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料（北海道収入証紙の場合は、表面の下欄に貼付すること） 4,050円</p> <p><b>ウ 登録済みの者が新規に証交付を申請する場合（再研修を受けて証を交付される場合も含む）</b></p> <p><input type="checkbox"/> 登録後5年以内の場合 ・登録通知書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 登録後5年を経過している場合 ・再研修を修了したことを証する書面の写し ・登録通知書の写し又は現に有する介護支援専門員登録証明書（A4と携帯用両方）の原本又は介護支援専門員証の原本</p> <p><input type="checkbox"/> 紛失届（登録通知書又は現に有する介護支援専門員登録証明書又は介護支援専門員証を紛失した場合のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 写真（縦3cm×横2.4cm）1枚 ※6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景で、裏面に氏名、生年月日及び登録番号を記入したもの。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料（北海道収入証紙の場合は、表面の下欄に貼付すること） 4,050円</p>
注意事項	<p>○「ウ 登録済みの者が新規に証交付を申請する（再研修を受けて証を交付される場合も含む）」に該当する方で、登録通知書又は現に有する介護支援専門員証が交付された日から、住所又は氏名が変更となっている場合は、「登録事項変更届出書（第3号様式）」の提出が必要です。</p>

※ この申請書は、現住所を所管する総合振興局（振興局）へ提出してください。

■受付担当者チェック欄

- 記載内容に漏れはないか
- 申請に対応する添付書類が全て揃っているか
- 登録の場合、実務研修修了年月日から3ヶ月以上経過していないか
- 現住所は住民票の記載と一致しているか（ハイフン等による省略は可）
- 住民票は6ヶ月以内に発行されているか
- 登録済み者の交付申請の場合、住所の記載と登録の住所が合致するか
- 登録済み者の5年以内の交付申請の場合、登録日から5年以上経過していないか
- 写真は無背景・正面で裏面に記載があるか